

常滑市りんくう海浜緑地

指定管理者 募集要項

令和5年10月

常滑市観光戦略課

【目次】

1	指定管理者制度の趣旨	3ページ
2	募集の概要	3ページ
3	対象施設の概要	3ページ
4	指定管理者として行う業務の範囲	5ページ
5	市及び指定管理者の業務分担（リスク分担）	5ページ
6	利用料金制	6ページ
7	指定管理料	6ページ
8	利用料金収入及び指定管理者納付金の精算	6ページ
9	自主事業の実施	6ページ
10	申請資格	6ページ
11	提出書類	7ページ
12	手続・スケジュール一覧	8ページ
13	募集要項等の配布	8ページ
14	提出期間・提出場所等	8ページ
15	申請者説明会	8ページ
16	質問書の受付及び回答	9ページ
17	候補者の選定方法	9ページ
18	選定結果の通知	9ページ
19	指定の手続	9ページ
20	協定の締結	9ページ
21	その他	9ページ
22	提出先及び問合せ先	10ページ
別表1	業務分担表（リスク分担表）	11ページ
別表2	指定管理者選定基準 配点表	12ページ

常滑市りんくう海浜緑地指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託者制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者やNPO法人等の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

2 募集の概要

本市では、常滑市りんくう海浜緑地の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

- (1) 施設名称 常滑市りんくう海浜緑地
- (2) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 指定管理者の募集及び選定の方法

指定管理者の募集及び選定は公募型プロポーザル方式を採用し、書類審査及びヒアリングにより指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を一団体選定します。

選定は、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査します。

- (4) 常滑市議会の議決

選定委員会において候補者を選定後、常滑市議会（以下「市議会」という。）において、指定管理者の指定及び債務負担行為の議決を経て、指定管理者として指定します。

- (5) 協定の締結

常滑市は、市議会の議決後に候補者と細目について協議を行い、基本協定及び年度ごとに年度協定を締結します。

- (6) 担 当

常滑市経済部観光戦略課 TEL0569-47-6116（直通）

3 対象施設の概要

約630メートルの人工海浜を有した海浜緑地は、風光明媚なロケーションで市外からのアクセスも良く、夏は海水浴場として運営しています。また春から秋にかけては多くのバーベキュー利用者が訪れ、南北芝生広場等では各種イベントが実施されています。

また、展望広場までの海釣り施設では多くの釣り客が訪れ、プロムナードではジョギングやサイクリングを楽しむことができます。

(1) 来場者の状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来場者数	97,158	516,875	565,787	494,075

※令和元年度は7・8・9月の来場者数

(2) 収入の状況

(単位：円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用料金収入	駐車場	27,582,000	40,904,000	42,454,500	40,336,500
	バーベキュー場	2,789,700	2,002,500	459,000	1,980,000
	行為許可	4,174,504	291,940	575,860	1,849,015
自動販売機収入		2,175,815	2,424,489	3,116,355	2,996,937
自主事業		16,990,139	18,514,764	12,200,017	94,818,030
その他		704,673	229,762	181,150	257,400
合計		54,416,831	64,367,455	58,986,882	142,237,882

(3) 支出の状況

(単位：円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道	646,004	1,163,851	1,155,184	1,473,779
電気	1,429,484	1,432,638	1,525,899	2,001,722
BBQ スタッフ人件費	3,329,624	2,614,197	5,366,847	6,855,000
BBQ 食事代等	80,928	-	-	-
清掃・草刈スタッフ人件費	1,474,219	1,747,216	-	-
草刈り機、ゴミ袋等	867,157	248,993	-	-
AED レンタル	-	27,720	26,510	58,080
コインロッカー設置	-	192,720	150,700	150,700
ネット回線 監視カメラ	62,420	67,452	67,452	100,512
電話回線	31,844	33,024	33,042	-
駐車場ゲート管理・トイレ清掃	9,163,831	8,851,827	9,612,446	9,476,142
駐車場備品	41,580	-	-	-
駐車場集金業務	600,932	600,000	100,000	-
備品購入	-	-	405,418	411,970
剪定	513,432	302,940	520,740	501,460
ごみ処理費	580,919	1,098,768	1,240,360	1,160,400
ライフセーバー	1,777,403	800,805	1,500,248	1,536,048
とこなめ観光協会等 各種会費	35,000	-	15,000	61,200
交通費	599,124	228,965	519,323	489,809
夜間警備	120,000	470,800	-	523,600
海開き神事	114,156	103,788	25,000	25,000

BBQ コンテナ購入費	1,354,220	1,354,200	1,354,220	-
BBQ コンテナ固定資産税	46,100	-	-	-
法人市民税	-	-	-	132,900
固定資産税	-	137,800	-	130,000
ビーチアドバイザー料	700,000	600,000	700,000	9,800
保険	243,920	260,020	273,170	573,720
行政財産使用料	-	-	84,000	-
行為許可返金対応	161,380	-	-	-
レンタカー	102,865	-	424,546	-
風車定期点検	628,100	-	-	-
違法駐車撤去	-	-	-	132,000
水質調査	-	-	10,000	-
スタッフユニフォーム	-	-	-	66,550
ポスター製作	-	-	211,859	-
クリーニング	-	-	11,880	-
ネットバンキング使用料	28,388	26,280	26,280	-
振込手数料	42,376	63,078	51,150	105,050
りんくうビーチHP	437,550	55,000	120,540	444,900
CM 出稿				3,300,000
ラジオ広告出稿				1,364,000
屋外広告物手数料	-	-	-	9,800
各種メンテナンス	-	-	1,729,610	2,888,160
修繕費	3,030,574	3,114,061	3,474,910	3,486,800
ニーズ対応費	2,851,200	2,155,000	2,411,750	2,073,500
指定管理費	4,350,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
自主事業	41,991,982	15,844,944	16,603,218	85,119,573
合計	77,435,712	47,596,087	53,751,302	128,662,175

4 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 自主事業の企画及び運営に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関すること。
- (5) その他施設の管理上市長が必要と認める業務

※詳細については、別紙「常滑市りんくう海浜緑地管理運営業務仕様書」を参照のこと。

5 市及び指定管理者の業務分担（リスク分担）

市及び指定管理者の業務分担（リスク分担）は別表1「業務分担表（リスク分担表）」のとおりとします。

6 利用料金制

指定管理者は、常滑市りんくう海浜緑地の設置及び管理に関する条例に定める利用料金の範囲で（変更する場合は常滑市の承認が必要）、自らの収入とすることができます。

7 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度ごとに年度協定を結び収入及び支出することとします。

令和6年度～令和10年度の単年度の指定管理者から市への納付金は、6,000,000円（消費税を含む。）以上の金額で指定管理者の提案事項とします。指定管理者の支出として、1年度あたり3,000,000円の施設修繕料を予定してください。また、利用者サービスの向上につながる事業、又は施設整備で市が認めたものに係る事業には単年度2,000,000円を上限に「ニーズ対応費」として、市への納付金の一部を充てることができます。詳細については、別紙「常滑市りんくう海浜緑地管理運営業務仕様書」を参照してください。

※今後、法改正により消費税率が変更される場合には、指定管理者と協議の上、指定管理料の変更を行うこととします。

8 利用料金収入及び指定管理者納付金の精算

りんくう展望広場駐車場の利用料金収入については、全額市へ納付していただきます。

その他、指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として清算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

なお、令和6年度以降に、りんくう海浜緑地内の突堤の工事を予定しておりますが、工事に伴い利用料金等の収入が減少したとして補填を求められた場合であっても、原則として補てんは行いません。

9 自主事業の実施

(1) 事業内容

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が市の承認を得て施設内において自らの責任で自主的に行う事業で、事業運営にあたり、利用者・参加者から料金を徴収することができます。施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。

事業内容については、別紙様式集「様式イー5事業計画書（自主事業計画）」に記載してください。

(2) 収益金

この自主事業の収益金は、原則、指定管理者に帰属することとします。

(3) その他

指定管理者に選定された場合でも、応募時に提案の自主事業の実施には別途市の承認が必要となります。

10 申請資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とし、個人では申請することができません。団体の場合は必ずしも法人格を必要としません。また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を1団体定めること、また構成団体及び代表者の全てが、次に掲げる欠格事

項に該当しない者とします。

なお、申請の後、指定管理者の指定の日までの間に、下記のいずれかに該当することとなった場合は、申請は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 常滑市から指名停止措置を受けている者
- (3) 対象の国税、愛知県税、常滑市税を完納していない者
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

11 提出書類

「提出書類一覧表」(様式別添)及び以下書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1) / 正1部、写10部
- (2) 申請者の概要(様式第1の2)【複数の団体から構成される共同体による申請をする場合は、様式1の3～1の5を合わせて提出のこと】 / 正1部、写10部
- (3) 事業計画書(様式第2及び様式ア-1～様式イ-6) / 正1部、写10部
- (4) 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の収支予算書(様式第3)【必ず管理料の見積り額を記入のこと】 / 正1部、写10部
- (5) 指定管理者の申請に係る誓約書(様式第4) / 正1部、写4部
- (6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 / 正1部、写4部
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し / 正1部、写4部
- (8) 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書 / 正1部、写4部
- (9) 次に掲げる国税、愛知県税、常滑市税の滞納がないことを証明する書類 / 正1部、写4部

【国税】

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)

個人の場合(法人以外の団体の代表者)：申告所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)

【愛知県税】(未納税額がないこと用)

法人の場合：法人県民税、法人事業税(特別法人事業税、地方法人特別税を含む)及び自動車税種別割

個人の場合(法人以外の団体の代表者)：個人事業税及び自動車税種別割

※提出書類は「未納税がないこと用」とすること。愛知県に納税義務がない場合は、愛知県税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

【常滑市税】

法人の場合：申請者に納税義務のある全税目

個人の場合(法人以外の団体の代表者)：申請者に納税義務のある全税目

※常滑市税の納税義務がない場合は、常滑市税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

また、市で常滑市税の納税状況を確認する場合があります。

- (10) その他、市が必要と認める書類

12 手続・スケジュール一覧（予定）

No.	手続	期間・期日等
1	募集要項等の配布	令和5年10月12日
2	説明会の参加申込	10月12日～10月16日
3	説明会の開催	10月18日
4	質問書の受付	10月18日～10月23日
5	質問書の回答	10月27日
6	申請書類の受付	10月30日～11月6日
7	選定委員会の開催（書類審査・面接）	11月9日
8	候補者の決定	11月中旬
9	指定管理者の指定（市議会の議決）	12月下旬
110	基本協定の締結	令和6年3月頃
11	年度協定の締結	令和6年4月1日

※上記手続及びスケジュールは変更する場合があります。

13 募集要項等の配布

(1) 配布場所

下記の常滑市のホームページ内からダウンロードしてください。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/gyoseikaikaku/1001451/1003355.html>

(2) 配布期間

令和5年10月12日（木）から11月6日（月）まで

14 申請書類の提出期間・提出場所等

(1) 提出期間

令和5年10月30日（月）から令和5年11月6日（月）

各日とも午前9時から午後5時まで（午後0時～午後1時は除く）

(2) 提出場所

常滑市役所内2階 経済部観光戦略課

(3) 提出方法等

提出書類等について簡単に確認させていただきます。提出にあたっては、前日までに来庁時刻を予約の上で必ずご持参ください。郵送は不可とします。

15 申請者説明会

募集要項及び現地の状況等に関する説明会を開催します（様式第5により要事前申し込み）。

(1) 開催日時 令和5年10月18日（水）午後1時30分から

(2) 開催場所 常滑市役所1階会議室F及びりんくう海浜緑地

※常滑市役所1階会議室Fへ集合してください。

- (3) 参加申込 申請者説明会参加申込書(様式第5)を令和5年10月16日(月)午後5時15分までに常滑市経済部観光戦略課へ提出(メール又はFAX)。
※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。
- (4) その他 説明会の参加者は、1団体2名までとします。当日は募集要項等を提供しませんので、必要な方は各自持参してください。なお、本説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請を行うことができますが、個別の説明は公正を期すため行いませんので予めご了承ください。

16 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年10月18日(水)から10月23日(月)午後5時15分まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第6)に記入の上、常滑市経済部観光戦略課へ提出(メール又はFAX)
※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。
※なお、電話など口頭による問い合わせの受け付け及び回答は一切しませんのでご了承ください。
- (3) 回答方法 市ホームページ上で回答します。(10月27日(金)を予定)
※ひぼう中傷など、公募に関係ない質問・意見等については、回答しません。

17 候補者の選定方法

選定委員会にて、提出書類を別表2「令和6～10年度 指定管理者選定基準 配点表」の基準及び項目ごとに審査及び面接審査を実施し、総合的に判断して候補者を選定します。

面接審査は11月9日(木)を予定しており、法人その他の団体の説明者は2名以内とします。面接日時及び場所については、後日連絡します。

18 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

19 指定の手続

選定委員会にて選定した候補者は、地方自治法の規定により、市議会の議決を経て指定管理者として指定し、関係条例に基づいて告示します。

20 協定の締結

選定委員会が決定した候補者と、協定内容について事前協議を行います。市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定した後、市は指定管理者と協定を締結します。

協定は、指定期間5年間の基本的事項を定める「基本協定書」を締結するとともに、年度毎の指定管理料の支払等については「年度協定書」を締結します。

21 その他

- (1) 申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- (2) 市に提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 市は、指定管理者の選定に伴う公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

- (4) 指定管理者指定申請書を提出した後、指定を辞退する場合は、**様式第7「辞退届」**を提出して下さい。
- (5) 指定管理期間中であっても海岸保全にかかる工事が行われる場合があります。

22 提出先及び問合せ先

常滑市役所内 経済部観光戦略課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL0569-47-6116 (直通) FAX0569-34-9784

E-mail kankou@city.tokoname.lg.jp

別表1

業務分担表（リスク分担表）

No.	項目	細目	負担者（※1）	
			市	管
1	施設の運営等	施設の維持管理・運営、施設内整備、備品の維持管理		○
2	使用許可等	施設の使用許可、許可の取消		○
3	住民及び利用者 対応等	地域との連携、住民・利用者からの苦情・要望等対応		○
		利用者サービスで指定管理者の提案により市が認めたもの（※2）	○	
		上記以外	○	
4	施設の整備・修 繕	施設・設備の設計や構造に起因するもの	○	
		指定管理者の故意・過失によるもの		○
		施設整備で指定管理者の提案により市が認めたもの（※2）	○	
		第三者行為や経年劣化等により発生した年間200万円を超える修繕	○	
		第三者行為や経年劣化等により発生した年間200万円以下の修繕 （修繕箇所は市との協議による）		○
5	物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
6	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
7	法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
8	税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		上記以外の税制変更		○
9	資金の調達	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払 遅延によって生じた事由	○	
		上記の場合以外		○
10	政治、行政上の理由 による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場 合の経費負担	○	
11	不可抗力	不可抗力（自然災害、暴動等）に伴う、施設、設備の修復に係る経費	○	
		災害時の対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○（指示等）	○
12	書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
13	利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応		○
		事故に備えた責任賠償保険への加入		○
14	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了又は指定期間途中において業務を廃止した 場合における事業者の撤収費用		○
15	その他	上記に定めのない事項または疑義がある場合は、協議の上で定める。		

（※1）「市」は常滑市、「管」は指定管理者の意

（※2）市への納付金を事業に充てることのできる

別表2

令和6～10年度 指定管理者選定基準 配点表【施設名 常滑市りんくう海浜緑地】

選定基準・区分		審査項目		様式番号	配点
ア. 資格審査	ア-1	動機・意欲	応募した動機や意欲	様式ア-1	5
	ア-2	組織能力	組織体制、職員研修、法令順守、個人情報保護	様式ア-2	10
	ア-3	財務能力	団体の財務状況の健全性	様式ア-3	10
	ア-4	運営実績	類似施設・業務を運営した実績	様式ア-4	15
	ア-5	労働条件	職員の労働条件（労働時間、給与、健康管理、労災・雇用保険）	様式ア-5	10
小 計					50
イ. 提案審査	イ-1	基本方針	施設管理の基本的な方針	様式イ-1	5
	イ-2	サービスの向上	ニーズの把握、利用促進、利用拡大の取組内容	様式イ-2	10
	イ-3		常滑市内の団体、常滑市民への優遇措置	様式イ-3	5
	イ-4	危機管理	危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	様式イ-4	10
	イ-5	自主事業	施設を活かした自主事業の開催計画・収支計画	様式イ-5	10
	イ-6	経費縮減	納付金に係る市の定める下限額と申請者提案額の比較	様式イ-6	10
小 計					50
合 計					100